

生産施設面積規制の見直しに関する試算結果

資料3

業種名	法制定当時 (S48)の規制率 (%)	環境負荷排出量 低減率 (S48と現在の比較)	検証結果	現行の 規制率 (%)	見直し案 (%)
	(a)	(b)	(a÷b)		
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業	15	0.46	32	15	30
石油精製業	10	0.31	33	20	30
コークス製造業	15	0.45	33	15	30
造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業	30	0.80	38	30	35
非鉄金属鋳物製造業	30	0.79	38	30	35
製材業	30	0.70	43	30	40
窯業・土石製品製造業 ※1	30	0.63	48	30	45
セメント製造業	15	0.33	45	20	45
農業用機械製造業 ※2	30	0.66	45	40	45
繊維機械製造業	30	0.66	45	40	45
鋼管製造業	30	0.58	52	30	50
電気供給業	15	0.30	50	20	50
でんぷん製造業	30	0.52	58	30	55
冷間ロール成型形鋼製造業	30	0.54	56	30	55
建設機械・鉱山機械製造業 ※3	30	0.55	55	40	55
冷凍機・温湿調整装置製造業	30	0.52	57	40	55
石油製品・石炭製品製造業 ※4	30	0.48	63	30	60
高炉による製鉄業	20	0.32	62	30	60
化学調味料製造業	30	0.06	531	40	65
砂糖製造業	30	0.39	78	40	65
動植物油脂製造業	30	0.11	263	40	65
飲料製造業 ※5	30	0.43	70	40	65
パルプ製造業	15	0.11	139	30	65
パルプ及び紙(加工紙を含む。)製造業	20	0.30	66	30	65
紙製造業	30	0.25	120	40	65
加工紙製造業	30	0.26	116	40	65
繊維板製造業	30	0.43	70	40	65
化学工業 ※6	30	0.28	106	40	65
化学肥料製造業 ※7	20	0.07	272	40	65
無機化学工業製品製造業 ※8	20	0.09	231	30	65
有機化学工業製品製造業 ※9	20	0.06	316	40	65
石油化学系基礎製品製造業 ※10	15	0.16	96	20	65
タイヤ・チューブ製造業	30	0.33	92	40	65
板ガラス製造業	20	0.27	74	20	65
高炉によらない製鉄業	30	0.38	78	30	65
製鋼及び圧延業	30	0.19	155	40	65
熱間圧延業	30	0.40	75	40	65
冷間圧延業	30	0.32	93	30	65
鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業	30	0.23	131	40	65
鋳鉄鋳物製造業	30	0.14	220	40	65
非鉄金属第一次製錬・精製業	20	0.28	71	40	65
非鉄金属第二次製錬・精製業 ※11	30	0.15	198	40	65
非鉄金属・同合金圧延業	30	0.39	77	30	65
建設用金属製品製造業	30	0.22	136	40	65
金属加工機械製造業 ※12	30	0.30	100	40	65
特殊産業用機械製造業	30	0.39	77	30	65
一般産業用機械・装置製造業 ※13	30	0.46	65	40	65
包装機械、荷造機械製造業	30	0.00	-	40	65
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ※14	30	0.33	90	40	65
蓄電池製造業	30	0.46	65	30	65
自動車製造業	30	0.16	188	40	65
自動車車体・付随車製造業	30	0.41	74	40	65
鉄道車輛製造業	30	0.06	515	40	65

業種名	法制定当時 (S48)の規制率 (%)	環境負荷排出量 低減率 (S48と現在の比較)	検証結果	現行の 規制率 (%)	見直し案 (%)
	(a)	(b)	(a÷b)		
船舶製造・修理業 ※15	30	0.14	218	40	65
船用機関製造業	30	0.21	146	40	65
航空機製造業	30	0.46	65	40	65
航空機用原動機製造業	30	0.13	233	40	65
産業用運搬車両製造業	30	0.46	66	40	65
武器製造業	30	0.07	429	40	65
ガス供給業	20	0.07	284	40	65

※低減率は、昭和48年当時の排出量を1とした場合における現在の排出量である。

※1・・・板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。

※2・・・農機具製造業を除く。

※3・・・トラクター製造業を含む。

※4・・・石油精製業及びコークス製造業を除く。

※5・・・清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。

※6・・・化学肥料製造業(複合肥料製造業を除く。)、無機化学工業製品製造業(無機顔料製造業を除く。)、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬・製剤製造業を除く。)を除く。

※7・・・アンモニア製造業、尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。

※8・・・無機顔料製造業及び塩製造業を除く。

※9・・・石油化学系基礎製品製造業、合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。

※10・・・一貫して誘導品を製造するものを含む。

※11・・・非鉄金属合金製造業を除く。

※12・・・機械工具製造業を除く。

※13・・・動力伝導装置製造業を除く。

※14・・・配線器具・配線付属品製造業を除く。

※15・・・長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。